

記 者 発 表				
月 日 (曜)	担当部課 (班名)	電話番号	発表者 (担当班長等)	その他 配布先
2 / 13 (木)	まちづくり部 公営住宅管理課 (管理班)	078-230-8459 内線 4898	まちづくり部次長兼 公営住宅管理課長 松田 竜一 (井上 雅之)	_____

県営住宅における子育て向け支援について（2月募集分）

I 子育てしやすい県営住宅

1 グレードアップ改修住宅に係る入居者募集

(1) グレードアップ改修住宅について

ア 子育てしやすい住環境を確保するため、間取りの変更や水回り設備の更新などのリフォームをしている。

イ 応募できるのは、次の①②のいずれかに該当する世帯

①新婚世帯（合計年齢 80 歳未満で婚姻成立後 2 年以内の夫婦（婚約・内縁関係含む））

②子育て世帯（18 歳未満の扶養親族がいる世帯）

(2) 1 月募集住宅

住宅名	部屋番号	住所	内覧日時	
小東山高層	1-1002	神戸市垂水区多聞町	2/21 10:30～11:30	A
南多聞第 4 住宅	4-301	神戸市垂水区南多聞台		B
伊川谷第 2 高層	3-904	神戸市西区伊川谷町		B
西宮浜高層	6-404	西宮市西宮浜	—	E
南芦屋浜高層	5-205	芦屋市陽光町	2/20 10:30～12:00 (前日 17 時までに要予約)	E
宝塚切畑	3-108	宝塚市山手台西	—	F
宝塚切畑	7-108	宝塚市山手台西	—	F
猪名川白金鉄筋	3-106	猪名川町白金	2/18 10:30～12:00 (前日 17 時までに要予約)	F
明石東二見高層	1-406	明石市二見町東二見	2/21 10:30～11:30	C

※ 定期借家住宅として原則 10 年間に限り入居可能(世帯の状況により延長可)

※ 内覧の詳細は、下記 2 の各管理事務所（A から G まで）にお問い合わせください。

※ 事前予約制と記載している部屋は、希望者が予約しないと内覧を実施しないため、希望者は必ず各官吏事務所にご連絡ください。

(3) 募集期間 令和 7 年 2 月 20 日(木)～2 月 27 日(木)（郵送受付）

抽 選 日 令和 7 年 3 月 12 日（水）

2 お問い合わせ先

(1) TC 神鋼不動産サービス（株）

A：神戸管理事務所（神戸市、ただし西区を除く） 078-647-9201

神戸市長田区二葉町 5-1-32 新長田合同庁舎 7 階

B：西区・明舞管理事務所（神戸市西区、明舞地区） 078-915-1091

明石市松が丘 2-3-27 松が丘ビル 1 階

C：明石管理事務所（明石市、稲美町、播磨町） 078-913-7766

明石市樽屋町 8-27 NTT 西日本明石ビル 1 階

D：加古川管理事務所（加古川市、高砂市） 079-427-2025

加古川市加古川町篠原町 9-1 OKビル 4 階

(2) (株)東急コミュニティー

E：阪神南管理センター（尼崎市、西宮市、芦屋市） 0798-23-1090
西宮市六湛寺町 14-5 ハイスイ宮ビル 4 階

F：阪神北管理センター（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町） 0797-83-6401
宝塚市栄町 1 丁目 6-1 花のみち 1 番館 301 号室

(3) (株)兵庫県公社住宅サービス

G：姫路事務所（姫路市、神河町、市川町、福崎町） 079-286-9701
姫路市東延末 2 丁目 154-2 さくらヶ丘姫路ビル 4 階

II 入居しやすい県営住宅

1 新婚・子育て等の優先枠

これから結婚・子育てをする県内に居住する若者・Z世代を対象に暮らしやすい住まい・住環境の確保を図るため、県営住宅に入居できるよう優先枠を設定する。

(1) 優先枠数（全体）

優先枠	若年	母子・父子	多子	新婚・子育て	計
設定戸数	4 (1)	10	1	47 (4)	62 (5)

※ 「若者」は夫婦の合計年齢が 80 歳未満の世帯、「母子・父子」は配偶者がいない 20 歳未満の子を扶養する世帯、「多子」は 18 歳未満の扶養親族が 3 人以上いる世帯、「新婚・子育て」は夫婦の合計年齢が 80 歳未満で婚姻後 2 年以内の世帯又は 18 才未満の扶養親族がいる世帯

※ （ ）内の数字は、奨学金（日本学生支援機構奨学金）返済者優先枠数（内数）

(2) 優先枠数（管理事務所別）

優先枠	若年	母子・父子	多子	新婚・子育て	計
神戸	0	2	0	8	10
阪神南	1	1	0	7	9
西区・明舞	0	2	0	8	8
阪神北	1	1	0	6	10
明石	0	1	1	5	7
加古川	1	1	0	6	8
姫路	1	2	0	7	10
計	4	10	1	47	62

2 新婚・子育て世帯に対する敷金免除

新婚・子育て世帯は家賃 3 か月分を免除（免除申請書の提出が必要）